

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 カ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返金する制度です。

- ・入社以後 1 カ月以内の場合は手数料の 50%を返金するものとする
- ・入社以後 2 カ月以内の場合は手数料の 30%を返金するものとする
- ・入社以後 3 カ月以内の場合は手数料の 10%を返金するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は契約書・覚書等で別途定められた場合は当該定めによります。

許可番号：34-ユ-300362

株式会社アームズ